

小中学生等に対する自殺予防啓発事業実施費用補助要綱

令和 6 年（2024 年） 5 月 16 日

保健福祉局長決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、次条以下において定める「小中学生等に対する自殺予防啓発事業」（以下、「啓発事業」という。）を実施する経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって札幌市内の児童・生徒に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第 2 条 市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる啓発事業の実施者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、実施者は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

（補助要件）

第 3 条 この要綱において、補助の対象とする啓発事業は以下のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉法人や特定非営利活動法人等の非営利法人が実施する事業であること。
- (2) 非営利法人が札幌市内に所在する学校（学校教育法に定める学校。専修学校、各種学校を含む。）と調整等のうえ、授業や学校行事の一環として実施する事業であること。
- (3) 第 1 条に定める事業目的に沿った事業内容であること。

（補助金の算出）

第 4 条 補助金は、別表第 1 欄に定める基準により算出した金額と、別表第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額から、補助金以外の収入を控除した金額を比較して、いずれか低い方の額の 2 分の 1 を交付する。ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする法人の代表者は、小中学生等に対する自殺予防啓発事業実施費用補助金交付申請書（様式 1）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、小中学生等に対する自殺予防啓発事業実施費用補助金実績報告書（様式3）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式4）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第6条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、関係書類を提出し市長の承認を得なければならない。

(補助の取消等)

第11条 市長は、第5条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することが不適當と認めたとき。

(帳簿等の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、事業完了後5年間保存すること。

- (1) 事業実施記録

- (2) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (3) その他必要となる帳簿

(調査等)

第 13 条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第 14 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

別表

第 1 欄

学校において授業または学校行事として実施される啓発事業	1 回あたり	100,000 円
-----------------------------	--------	-----------

第 2 欄

補助対象経費

啓発事業の実施に要する費用で、以下に掲げるものとする。

報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代、機材運搬費等
研修費	職員、ボランティアに対する研修に要する費用
消耗品費	実施に必要な用品等の購入費
印刷製本費	実施に必要な書類やパンフレット等の印刷費
賃借料	実施に必要な機器等の借受けにかかる経費
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	損害賠償責任保険等保険料 等
業務委託費	業務委託に要する費用
その他	その他、実施に必要と認められる費用